



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1291	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	2
1292	〃	( 〃 ).....	2
1293	〃	( 〃 ).....	2
1294	〃	( 〃 ).....	3
1295	〃	( 〃 ).....	3
1296	〃	( 〃 ).....	4
1297	〃	( 〃 ).....	4
1298	〃	( 〃 ).....	4
1299	〃	( 〃 ).....	5
1300	〃	( 〃 ).....	5
1301	〃	( 〃 ).....	5
1302	〃	( 〃 ).....	6
1303	〃	( 〃 ).....	6
1304	〃	( 〃 ).....	7
1305	〃	( 〃 ).....	7
1306	〃	( 〃 ).....	7
1307	〃	( 〃 ).....	8
1308	〃	( 〃 ).....	8
1309	〃	( 〃 ).....	8
1310	〃	( 〃 ).....	9
1311	〃	( 〃 ).....	9
1312	〃	( 〃 ).....	9
1313	〃	( 〃 ).....	10
1314	〃	( 〃 ).....	10
*1315	昭和59年和歌山県告示第737号(鳥獣保護区の指定)の一部改正	(環境生活総務課).....	11
*1316	昭和59年和歌山県告示第740号(鳥獣保護区の指定)の一部改正	( 〃 ).....	11
*1317	昭和60年和歌山県告示第754号(鳥獣保護区の指定)の一部改正	( 〃 ).....	12
*1318	平成元年和歌山県告示第772号(鳥獣保護区の指定)の一部改正	( 〃 ).....	12
*1319	平成6年和歌山県告示第701号(鳥獣保護区の指定)の一部改正	( 〃 ).....	13
*1320	平成16年和歌山県告示第1214号(鳥獣保護区域内における特別保護地区の指定)の一部改正	( 〃 ).....	13
*1321	特定猟具使用禁止区域の指定	( 〃 ).....	13
1322	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	16
1323	〃	( 〃 ).....	17
1324	保安林の指定に係る通知の相手方の所在の不分明	(森林整備課).....	17
1325	道路の供用開始	(道路保全課).....	17

1326	〃	( 〃 )	.....	18
1327	〃	( 〃 )	.....	18
1328	道路の区域変更	( 〃 )	.....	18
1329	道路の供用開始	( 〃 )	.....	19
1330	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	.....	19
1331	〃	( 〃 )	.....	20
1332	〃	( 〃 )	.....	20
1333	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	.....	21

## 告 示

### 和歌山県告示第1291号

和歌山県岩出市中迫の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期  
平成24年10月4日から平成26年7月9日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県岩出市中迫の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県岩出市中迫の一部地区
- 5 認証年月日  
平成26年10月7日

### 和歌山県告示第1292号

和歌山県岩出市荊本地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期  
平成24年10月4日から平成26年7月9日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県岩出市荊本地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県岩出市荊本地区
- 5 認証年月日  
平成26年10月7日

### 和歌山県告示第1293号

和歌山県有田郡有田川町大字川口の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成23年3月1日から平成25年2月22日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字川口の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字川口の一部地区
- 5 認証年月日  
平成26年10月7日

**和歌山県告示第1294号**

和歌山県有田郡有田川町大字彦ヶ瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成23年4月1日から平成25年3月5日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字彦ヶ瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字彦ヶ瀬の一部地区
- 5 認証年月日  
平成26年10月7日

**和歌山県告示第1295号**

和歌山県有田郡有田川町大字宇井苔の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成23年4月1日から平成25年2月28日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字宇井苔の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字宇井苔の一部地区
- 5 認証年月日  
平成26年10月7日

**和歌山県告示第1296号**

和歌山県田辺市伏菟野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成24年4月18日から平成26年3月25日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市伏菟野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市伏菟野の一部地区
- 5 認証年月日  
平成26年10月7日

**和歌山県告示第1297号**

和歌山県日高郡印南町大字古井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期  
平成24年4月17日から平成26年3月21日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡印南町大字古井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡印南町大字古井の一部地区
- 5 認証年月日  
平成26年10月7日

**和歌山県告示第1298号**

和歌山県日高郡印南町大字美里の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡印南町

- 2 調査を行った時期  
平成24年4月1日から平成26年3月8日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡印南町大字美里の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡印南町大字美里の一部地区
- 5 認証年月日  
平成26年10月7日

**和歌山県告示第1299号**

和歌山県日高郡美浜町大字和田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡美浜町
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成24年3月23日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡美浜町大字和田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡美浜町大字和田の一部地区
- 5 認証年月日  
平成26年10月7日

**和歌山県告示第1300号**

和歌山県日高郡印南町大字川又の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期  
平成24年4月17日から平成26年3月14日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡印南町大字川又の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡印南町大字川又の一部地区
- 5 認証年月日  
平成26年10月7日

**和歌山県告示第1301号**

和歌山県日高郡印南町大字山口の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山日高郡印南町
- 2 調査を行った時期  
平成24年4月17日から平成26年3月31日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡印南町大字山口の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡印南町大字山口の一部地区
- 5 認証年月日  
平成26年10月7日

**和歌山県告示第1302号**

和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成24年4月17日から平成26年3月17日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成26年10月7日

**和歌山県告示第1303号**

和歌山県和歌山市薬勝寺・仁井辺・本渡の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期  
平成24年4月17日から平成26年3月17日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県和歌山市薬勝寺・仁井辺・本渡の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県和歌山市薬勝寺・仁井辺・本渡の各一部地区
- 5 認証年月日

平成26年10月7日

**和歌山県告示第1304号**

和歌山県日高郡日高川町大字中津川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成24年4月17日から平成26年3月24日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字中津川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字中津川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成26年10月7日

**和歌山県告示第1305号**

和歌山県日高郡日高川町大字弥谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成24年4月17日から平成26年3月25日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字弥谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字弥谷の一部地区
- 5 認証年月日  
平成26年10月7日

**和歌山県告示第1306号**

和歌山県日高郡由良町大字畑の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡由良町
- 2 調査を行った時期  
平成24年4月17日から平成25年11月22日まで

- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡由良町大字畑の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡由良町大字畑の一部地区
- 5 認証年月日  
平成26年10月7日

**和歌山県告示第1307号**

和歌山県日高郡日高川町大字小熊の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。  
平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成24年4月1日から平成26年3月25日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字小熊の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字小熊の一部地区
- 5 認証年月日  
平成26年10月7日

**和歌山県告示第1308号**

和歌山県田辺市本宮町久保野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。  
平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成24年4月18日から平成26年3月20日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市本宮町久保野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市本宮町久保野の一部地区
- 5 認証年月日  
平成26年10月7日

**和歌山県告示第1309号**

和歌山県田辺市本宮町川湯地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。  
平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成24年4月18日から平成26年3月20日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市本宮町川湯地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市本宮町川湯地区
- 5 認証年月日  
平成26年10月7日

**和歌山県告示第1310号**

和歌山県伊都郡九度山町大字東郷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期  
平成24年4月17日から平成26年3月14日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県伊都郡九度山町大字東郷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県伊都郡九度山町大字東郷の一部地区
- 5 認証年月日  
平成26年10月7日

**和歌山県告示第1311号**

和歌山県新宮市佐野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期  
平成23年5月2日から平成25年3月29日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県新宮市佐野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県新宮市佐野の一部地区
- 5 認証年月日  
平成26年10月7日

**和歌山県告示第1312号**

和歌山県和歌山市冬野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期  
平成24年4月17日から平成26年3月17日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県和歌山市冬野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県和歌山市冬野の一部地区
- 5 認証年月日  
平成26年10月7日

**和歌山県告示第1313号**

和歌山県和歌山市六十谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期  
平成24年4月17日から平成26年2月28日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県和歌山市六十谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県和歌山市六十谷の一部地区
- 5 認証年月日  
平成26年10月7日

**和歌山県告示第1314号**

和歌山県有田郡有田川町大字金屋の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成20年9月8日から平成23年3月24日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字金屋の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字金屋の一部地区

## 5 認証年月日

平成26年10月7日

**和歌山県告示第1315号**

昭和59年和歌山県告示第737号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から適用する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項第2号中「市道根来35号」を「広域農道」に、「同地点」を「同所」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

## (3) 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

## (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県、岩出市及び鳥獣保護員が連携し定期的に巡回を実施し、鳥獣保護及び自然環境の保全に努める。  
また、農業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲許可申請に対しては、適切に対応する。

第3項第3号及び第4号を次のように改める。

## (3) 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

## (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県、鳥獣保護員及び町が連携し定期的に巡回を実施し、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

また、豊かな生活環境の形成に資するため必要な地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察を通じた環境教育・学習の場の確保に努める。

第4項第3号及び第4号を次のように改める。

## (3) 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

## (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県、鳥獣保護員及び関係者が管理に当たる。静穏な環境の保持を図り、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあい又は環境教育・学習の場として活用する。

また、当該地域周辺の農地等において被害が発生する場合には、有害鳥獣捕獲許可により、適切に対応する。

**和歌山県告示第1316号**

昭和59年和歌山県告示第740号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から適用する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項第2号から第4号までを次のように改める。

## (2) 区域

紀の川市名手市場城山地内の県道中尾名手市場線と市道名手八幡神社線との交点を起点として、同所から同県道を約150メートル北進し東に折れ、約70メートル東進し砂防ダム下流から宮ノ浦川に沿って東進して青洲の里の敷地内を通り、宮ノ浦川が小川及び農道の地下を潜る地点から、同農道を南進し小田井用水路に至り、同用水路に沿って西進し県道中尾名手市場線に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線に囲まれた区域

## (3) 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

## (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県、紀の川市及び鳥獣保護員が連携し定期的に巡回を実施し、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

第2項第3号及び第4号を次のように改める。

## (3) 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

## (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

和歌山市、鳥獣保護員、地元住民及び地元猟友会の協力を得て管理し、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

第3項第3号及び第4号を次のように改める。

## (3) 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

## (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

鳥獣保護員及び町の協力を得て、定期的に巡視を実施すること等により、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

---

**和歌山県告示第1317号**

昭和60年和歌山県告示第754号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から適用する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第6項を削り、第7項を第6項とする。

---

**和歌山県告示第1318号**

平成元年和歌山県告示第772号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から適用する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第4項第2号から第4号までを次のように改める。

## (2) 区域

田辺市芳養町地内の国道42号と県道芳養清川線との交点を起点として、同県道を北進し芳養川に沿った市道芳養田川線を北東に進み市道芳養町稲成町3号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道稲成町52号線との交点に至り、同所から同市道を南進し天王橋に至り、同所から稲成川沿いに南進し国道42号との交点に至り、同所から同国道を南進し国道424号との交点に至り、同所から同国道を南進し高雄大橋を渡り会津川左岸に至り、同所から会津川左岸を北上し左会津川左岸に至り、更に左会津川左岸沿いに東進し熊野橋西詰に至り、同所から県道温川田辺線を東進し市道新庄万呂1号線との交点に至り、同所から県道温川田辺線を南西に進み、国道42号との交点に至り、同国道を南進し田辺市、上富田町の境界に至り、同所から池田湾に向かって境界沿いを南西に進み海岸線に至り、同所から海岸沿いに北進し文里湾、扇ヶ浜、田辺大橋、松原海岸を経て芳養川河口左岸に至る。芳養川左岸を北進し国道42号に至り、同国道を東進し起点に至る線に囲まれた区域及び神島、元島を含む区域

## (3) 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

## (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

鳥獣保護員及び田辺市の協力を得て、定期的に巡視を実施すること等により、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

第4項第5号を削る。

**和歌山県告示第1319号**

平成6年和歌山県告示第701号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から適用する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第3項及び第4項を次のように改める。

## 3 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

## 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

鳥獣保護員及び町の協力を得て、定期的に巡視を実施すること等により、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

**和歌山県告示第1320号**

平成16年和歌山県告示第1214号（鳥獣保護区域内における特別保護地区の指定）の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から適用する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第2項から第4項までを次のように改める。

## 2 区域

岩出市北大池地内の広域農道と林道土仏線との交点を起点として、広域農道に沿って東進し桜池余水吐に至り、同所から岩出市と紀の川市との境界を東南に進み万燈山頂の旧昭和の森の「海の見える展望台」に至り、同所から旧昭和の森内の遊歩道を西に200メートル進み、東に折れる遊歩道を70メートル進み、同所から東側の尾根を南下し岩出市第二配水池東側の山頂に至り、同所から近畿大学敷地と岩出市第二配水池との境界に沿って西進し、西側の尾根を北進し上ノ池上流地点に至り、同所から「太陽とスポーツの広場」用地終点地点から旧昭和の森「冥福の森」に至る尾根に沿って「冥福の森」に至り、同所から新池上流の上ノ池の堤を西進し植物公園緑花センターと新池及び籠池との境界を西進し市道根来北大池線に至り、同市道を北進し起点に至る線に囲まれた区域

## 3 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

## 4 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

自然環境の保全及び利用者による鳥獣の生息への影響を防止するため、県、岩出市及び鳥獣保護員の関係機関が連携を図り、定期的に巡回を実施し、その対応に当たる。

また、環境教育・学習の場としても積極的に活用を図る。

**和歌山県告示第1321号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 紀ノ川・小豆島特定猟具使用禁止区域

## (1) 区域

和歌山市紀伊地区小豆島地内の紀ノ川の支流である高川樋門を起点として、同所から堤防を上流に進み、北田井ノ瀬橋北詰を経て県道小豆島岩出線を東進し岩出市との境界線に接し、同所から同境界線に沿って南東に進み和歌山市上新出地内で県道和歌山打田線に至り、同所から同県道を西進し南田井ノ瀬橋南詰に至り、同橋を渡り南田井ノ瀬橋北詰に至り、同所から中州河川敷を西進し河川敷先端に至り、同所から起点を北に見通した線に囲まれた区域

## (2) 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

## (3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 2 和歌山市北部特定猟具使用禁止区域

## (1) 区域

和歌山市加太地内の加太大波止先端を起点として、同所から海上を東進し大谷川河口に至り、同所から同川を上流に進みコスモパーク加太の境界に至り、同境界を北進し和歌山市森林公園に接し、同公園の境界に沿って東進し大阪府との境界に至る。同所から同境界に沿って東進し国道26号に至り、同所から同国道を南進し三笠池の南側堤塘に至り、同所から同堤塘を東進し同池の東端と和歌山大学所有地最北端を結ぶ線を東進し、同所有地の境界を南進し里道に合流して西谷池の東側を渡り南海本線貴志中の孝子8号踏切に至る。同所から南海本線を和歌山市駅方向に進み県道粉河加太線との交点に至り、同所から同県道を東進し楠見地内で市道楠見61号線に至り、同所から同市道を北進し市道楠見64号線に至り、同所から同市道を東進し市道楠見66号線に至り、同所から同市道を北進し目良団地北端を見通す地点に至り、同所から目良団地を見通した線を東進し同団地に至り、同団地の外周を北東に進み紀ノ川東洋台の外周に至り、同所から同外周を北東に進み近畿大学附属和歌山高等学校の正門に至る。同所から同学校沿いの道を東進し緑ヶ丘タウンの西端に至り、同所から同団地の外周を山沿いに北東に進み同団地の北東端に至り、同所から鳴滝不動尊を見通した線を東進し同不動尊に至り、同所から山沿いに東進し和興開発西ニュータウンに至り、同所から同団地及び東ニュータウン、サンシャイン紀ノ川台の外周を山沿いに東進しサンシャイン紀ノ川台の東端に至る。同所から直川地内の北辻踏切を結ぶ線を南進し同踏切に至り、同踏切からJR阪和線沿いに東進し阪和自動車道との交点に至り、同交点から同自動車道を北東に進み奥ノ池上池・新池を含み、雄の山跨道橋に至り、同所から同跨道橋を東進し岩出市との境界に至る。同境界線を南進し県道小豆島岩出線に至り、同所から同県道を西進し県道小豆島船所線に接し、同所から同県道を西進し県道善明寺北島線を経て紀ノ川沿いの堤防を西進し、御膳松地内紀ノ川河口右岸先端に至り、同所から更に西進し魚つり公園西端に至る。同所から加太南部鳥獣保護区の東南端を見通した線を北西に海上を進み、同保護区の東南端に至り、同所から山道を北進し山田池に至り、同池に沿って北進し市道加太50号線に至り、同所から同市道を北進し白橋に至り、同所から同橋を渡り堤川の右岸に沿って西進し同川河口に至り、同所から加太南部鳥獣保護区の北端を西進し加太大波止南端に至り、同所から加太大波止を北進し起点に至る線に囲まれた区域

## (2) 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

## (3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 3 和歌山市南部特定猟具使用禁止区域

## (1) 区域

和歌山市湊地内の紀ノ川河口左岸先端（青岸）を起点として、同所から堤防に沿って東進し南田井

ノ瀬橋南詰に至り、同所から県道和歌山打田線に接し、同県道を東進し岩出市との境界線に至る。同所から同境界を南東に進み県道岩出海南線に至り、同所から同県道を西進し市道佐和85号線との交差点に至り、同所から同市道を南進し県道井ノ口秋月線に至り、同所から同県道を西進し市道栗栖和佐線に至り、同所から同市道を西進し県道井ノ口秋月線に至り、同所から同県道を西進し市道市駅小倉線に至り、同所から同市道を西進し県道八軒家鳴神線に至り、同所から同県道を南進し宮街道に至る。同所から宮街道を横断し県道井ノ口秋月線に至り、同所から同県道を南進し県道和歌山野上線に至り、同所から同県道を南進し市道岡崎団地1号線に至り、同所から同市道を南西に進み県道秋月海南線に至る。同所から同県道を南進し県道三田海南線に至り、同所から同県道を南進し竈山鳥獣保護区に接し、同所から同保護区の接点である名草川に架設している橋を渡り、同川を北に約25メートル進み、竈山神社所有地に隣接する水路に接し、同所から同水路を西進し県道三田三葛線に至る。同所から同県道を西進し市道三田70号線に至り、同所から同市道を西進し市道三田69号線に至り、同所から同市道を西進し名草グリーンタウンに至り、同所から同住宅内の東側道路を南進し山道(稜線)に至り、同所から同山道を南東に進み名草山頂(228メートル三角点)に至り、同所から同山道を南進し内原神社境内を経て同神社参道を通り内原地区のJRきのくに線の内原2号踏切に至る。同踏切から同線路に沿って東進し和歌山市と海南市との境界に至り、同所から同境界線を南西に進み船尾山を経て海岸に至り、同所から海岸に沿って西進し毛見崎南先端に至り、同所から海上を北進し片男波突堤の先端に至る。同先端から和歌川右岸に沿って北進し、観海閣に架かる三断橋西詰を経て同川右岸に沿って東進し、旭橋西詰を経て同川右岸に沿って北進し小雑賀橋西詰に至る。同所から市道宇須小雑賀線を北西に進み市道水軒小雑賀線に至り、同所から同市道を西進し国道42号との交点(高松交差点)に至り、同所から同国道を南進し市道南港山東線との交点(水軒口交差点)に至り、同所から同市道を西進し県道新和歌浦梅原線(大浦街道)との交点に至る。同所から同県道を南進し県道新和歌浦梅原線(海岸通り)を経て水軒川に架かる養翠橋を渡り、同川の右岸に沿って西進し同川河口に至り、同所から和歌山下津港2号臨海線を西進し和歌浦地内の大浦崎に至る。同所から防波堤を北進し同防波堤北端から更に海上を北進し青岸埠頭の護岸先端に至り、同所から同護岸沿いに東進し起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

4 渋田特定猟具使用禁止区域

(1) 区域

伊都郡かつらぎ町東渋田地内の国道480号と県道和歌山橋本線の交点を起点として、同所から同国道を南進し町道旧県道海南九度山線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道見好西部19号線との接点に至り、同所から同町道を南進し里道との接点に至り、同所から同里道に沿って北西に進み更に町道見好西部17号線、町道旧県道海南九度山線を同方向に進み県道和歌山橋本線に至り、同県道を東進し起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

5 御坊特定猟具使用禁止区域

(1) 区域

御坊市名屋地内の日高川河口右岸南端を起点として、同所から御坊市及び美浜町との境界を北進し、御坊市、美浜町及び日高町との市町界の交点に至り、同所から御坊市及び日高町との境界を東進しJR

きのくに線の線路に至り、同所から同線路に沿って南進しJR御坊駅及びJR道成寺駅を経て御坊市及び日高川町との境界に至り、同所から同境界を南進し市道駅前道成寺線に至り、同所から同市道を東進し県道御坊美山線との交点に至り、同所から日高川右岸堤防に沿って同県道及び市道日高川堤防線を下流に進み国道42号（天田橋北詰）に至り、同所から同国道を横切り市道御坊港線及び河川境界線を下流に進み起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

6 小中特定猟具使用禁止区域

(1) 区域

日高郡日高町大字小中地内の小中バス停を起点として、同所から県道比井紀伊内原停車場線を西進し、日高中学校前の交差点を右に折れ北進し、保健福祉総合センターに至り、同所から約350メートル東進した交差点を左に折れ北進し、岩の谷池の堤に至り堤を通り約150メートル南進し、同所を左に折れ農耕地内の里道に入り、同里道を東進し御湯池を經由し、町道小中王子裏線に至り、同所から同町道を南進し三叉路に至り同所を左に折れ上池の堤に至り、同町道を堤沿いに約100メートル進み上池南端の上池橋に至り、同所から小中住民公園沿いの里道を南進し、町道笠松線に至り、同所から約100メートル南進し、同所から町道小中王子西久保線を通り起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

7 朝来特定猟具使用禁止区域

(1) 区域

田辺市、白浜町、上富田町の境界を起点として、同所から田辺市と上富田町との境界を北東に進み高畑山山頂に至り、同所から峰伝いに山道を南進し方鹿高畑農道を通って井ノ谷池に至り、同池から井ノ谷川沿いに南進し国道311号を横断し、更に井ノ谷川を南進し県道上富田南部線との交点に至り、同所から同県道を西進し、県道上富田すさみ線との交点に至り、同所から同県道を更に西進し、町道梅田上村線との交点に至り、同所から同町道を更に西進し、国道42号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み郵便橋西詰に至り、同所から県道栄岩崎線を南西に進み白浜町と上富田町との境界に至り、同所から白浜町と上富田町との境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

和歌山県告示第1322号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成26年12月10日まで縦覧に供する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成26年10月10日

2 名称

特定非営利活動法人はしもと学童保育の会

3 代表者の氏名

森本國昭

4 主たる事務所の所在地

和歌山県橋本市赤塚94番地の2

5 定款に記載された目的

この法人は、地域児童に対して、学童保育に関する事業を行い、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

---

**和歌山県告示第1323号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年12月10日まで縦覧に供する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成26年10月10日

2 名称

特定非営利活動法人Hemp World

3 代表者の氏名

池澤廣佳

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田市宮原町畑395番地43

5 定款に記載された目的

この法人は麻にまつわる伝統・文化を次世代に引継ぎ、環境貢献度の高い麻産業を発展させ、またそのネットワークを構築することにより、自然と共生した循環型の持続可能な社会創りに寄与することを目的とする。

---

**和歌山県告示第1324号**

平成26年農林水産省告示第1346号（以下「告示第1346号」という。）で告示した保安林の指定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

住所不明

新家銀三郎

2 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件

告示第1346号のとおり

---

**和歌山県告示第1325号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 和歌山市磯の浦字大井尻285番2地先から同市加太字炭谷889番7地先まで

供用開始の期日 平成26年10月24日

---

**和歌山県告示第1326号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 三田三葛線

供用開始の区間 和歌山市和田字静火501番3地先から同市和田字南前461番1地先まで

供用開始の期日 平成26年10月29日 午後3時

---

**和歌山県告示第1327号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 秋月海南線

供用開始の区間 和歌山市和田字稗田217番1地先から同市和田字佃155番1地先まで

供用開始の期日 平成26年10月29日 午後3時

---

**和歌山県告示第1328号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 秋月海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市和田字佃193番1地先から同市和田字佃160番1地先まで	旧	23.80 } 26.61	274.34	
和歌山市和田字静火536番1地先から同市和田字佃160番1地先まで	新	23.80 } 27.60	323.21	

**和歌山県告示第1329号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 秋月海南線

供用開始の区間 和歌山市和田字静火536番1地先から同市和田字佃160番1地先まで

供用開始の期日 平成26年10月29日 午後3時

**和歌山県告示第1330号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

## 2 土砂災害警戒区域の名称

最上（11）、最上2（279）、高野（158）、重行（272）、東山田（273）、春日池2（274）、犬の墓（276）、神田（278）、中ノ宮（283）、鷹ノ巣（284）、穂田（285）、脇谷（286）、西山西（298）、春日池1（383）、前田（489）、横谷（9）、赤沼田（10）、名手上（151）、葛谷（152）、切畑（154）、中屋垣内（262）、林ヶ峰（153）、林ヶ峰2（263）、中筋（39）、荒見（88）、茶白山（268）、中垣内（40）、東川原（155）、西川原（264）、上丹生谷（265）、平畑（266）、東杉原（269）、西杉原（270）、下勝神（271）、高原（398）、畑野（428）、清川（424）、久保（425）、日高（426）、林垣内（427）

## 3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

## 4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1331号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## 2 土砂災害警戒区域の名称

見老津1（7-406-1-029-1）、見老津2（7-406-1-029-2）、狼谷（7-406-1-031）、見老津3（7-406-1-033）、見老津4（7-406-1-034）、長柄谷（7-406-2-054）、見老津5（7-406-2-055）、天保谷（7-406-1-035）、江須之川左支溪（7-406-1-036）、西津浦川右支溪（7-406-1-037）、江須之川小右支（7-406-2-056）、泉ヶ谷（7-406-2-057）、江須之川左支溪（7-406-2-058）、西津浦川左支溪（7-406-2-901）、坂本谷（7-406-1-060-1）、坂本谷（7-406-1-060-2）、法師谷（7-406-2-094）、古川谷小支（7-406-2-095）、城川右支溪（7-406-2-096）、大島谷（Ⅰ-1680）、見老津（1）（Ⅰ-1681）、大亀谷（Ⅰ-1682）、大亀谷・大亀谷（Ⅰ-1683）、田之谷（Ⅰ-1684）、見老津（2）（Ⅰ-1685）、見老津（3）・大島谷（Ⅰ-4502）、見老津（4）・見老津（5）（Ⅰ-4512）、見老津（6）（Ⅰ-4514）、見老津（201）（Ⅱ-7153）、見老津（202）・大亀谷（Ⅱ-7159）、見老津（203）（Ⅱ-7160）、見老津（204）（Ⅱ-7161）、見老津（205）（Ⅱ-7162）、見老津（206）・大島谷（Ⅱ-7189）、見老津（207）（Ⅱ-7195）、見老津（303）（Ⅲ-4147）、見老津（304）（Ⅲ-4148）、見老津（305）（Ⅲ-4149）、見老津（306）（Ⅲ-4150）、見老津（307）（Ⅲ-4151）、見老津（308）（Ⅲ-4152）、見老津（309）（Ⅲ-4153）、見老津（310）（Ⅲ-4154）、見老津（311）（Ⅲ-4155）、見老津（312）（Ⅲ-4156）、見老津（321）（Ⅲ-70040）、見老津（208）（Ⅱ-70041）、見老津（209）（Ⅱ-70042）、見老津（210）（Ⅱ-70043）、見老津（211）（Ⅱ-70044）、見老津（7）（Ⅰ-70045）、見老津（8）（Ⅰ-70046）、見老津（212）（Ⅱ-70047）、見老津（213）（Ⅱ-70048）、見老津（214）（Ⅱ-70049）、見老津（215）（Ⅱ-70050）、江須之川（2）（Ⅰ-1687）、江住（201）（Ⅱ-7155）、江住（205）（Ⅱ-7163）、江住（206）（Ⅱ-7164）、江住（207）（Ⅱ-7165）、江住（208）（Ⅱ-7166）、江住（214）（Ⅱ-7186）、江住（301）（Ⅲ-4159）、江住（303）（Ⅲ-4161）、江住（304）（Ⅲ-4162）、江住（305）（Ⅲ-4163）、江住（216）（Ⅱ-70061）、大附（201）（Ⅱ-7008）、大附（202）（Ⅱ-7038）、大附（203）（Ⅱ-7191）、大附（301）（Ⅲ-4013）、大附（302）（Ⅲ-4014）、大附（303）（Ⅲ-4015）、大附（304）（Ⅲ-4016）、大附（305）（Ⅲ-4017）、大附（307）（Ⅲ-4019）、大附（204）（Ⅱ-70051）、大附（205）（Ⅱ-70052）、大附（206）（Ⅱ-70053）、大附（207）（Ⅱ-70054）、大附（208）（Ⅱ-70055）、大附（209）（Ⅱ-70056）、大附（210）（Ⅱ-70057）

## 3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

## 4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1332号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年10月24日

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称  
宮地(381)、比曾原(485)
- 3 土砂災害警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- 4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項  
次の図書のとおり  
(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第1333号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年10月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
西敷屋(101)(Ⅱ-80030)、西敷屋(102)(Ⅱ-80031)、西敷屋(103)(Ⅱ-80032)、西敷屋(104)(Ⅱ-80033)、西敷屋(105)(Ⅱ-80034)、西敷屋(106)(Ⅱ-80035)、西敷屋(107)(Ⅱ-80036)
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- 4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項  
次の図書のとおり  
(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)